

平成28年第12回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 平成28年12月22日(火)
午後3時30分～
場 所 杉戸町役場第1庁舎
3階会議室

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 議 題
 - 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて
 - 2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて
 - 3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて
 - 4) 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
 - 5) 専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について
 - 6) 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用に関する専決について
4. そ の 他
5. 閉 会

出席委員 18名

1番	増 山 貞 男 君	2番	小 島 一 男 君
3番	倉 持 登 君	4番	武 井 茂 君
5番	大 岡 光 雄 君	6番	藤 田 昌 一 君
7番	中 村 明 君	8番	小 林 保 雄 君
9番	青 木 邦 夫 君	10番	井 上 直 子 君
11番	松 原 良 子 君	12番	池 澤 基 君
13番	小 島 キヨ子 君	14番	松 田 英 雄 君
15番	張ヶ谷 一 郎 君	16番	山 田 行 雄 君
17番	渡 邊 禎 吉 君	19番	高 崎 勇 君

欠席委員 1名

18番 後 藤 勇 君

事務局

事務局長	田 原 和 明	局次長	新 堀 直 樹
書記	松 本 公 秀	書記	黒 川 武 康

午後 3時26分

◎開会の宣告

○局長 それでは、皆さんこんにちは。本日、後藤会長が熱っぽいということで、お休みをいただいております。そのほかの方は全て出席ということで、定刻より若干早くなりますけれども、ただいまから第12回の農業委員会総会を開催いたします。

それでは、副会長の高崎さんにご挨拶をよろしく願いいたします。

◎挨拶

○副会長 皆さん、こんにちは。ただいま事務局の課長のほうからお話がありましたとおり、後藤会長発熱ということで、大事をとって欠席をさせていただきますと、かわりに務めさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今年も委員の皆様には、大変各事業、400年、それから産業祭等を含めて農地パトロール等、大変ご協力いただきましてありがとうございました。早いもので、今年も残りわずかという日になりました。どうか皆さんお体をご自愛いただきまして、風邪など引かないようにしていただきたいと思ひます。

簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。今日は、ご苦労さまでございます。

○局長 ありがとうございます。

それでは、次第に基づきまして進めてまいりたいと思ひます。議題の3です。議案について、高崎議長のもとよろしくお願ひしたいと思います。

◎議案第1号

○副会長 それでは、早速でございますけれども、議事に入りたいと思ひます。

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて、ナンバー1—1からナンバー1—2、事務局の説明願ひます。

○書記 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1—1、大字才羽〇〇〇、地目、田、地積2,974㎡。ナンバー1—2、大字才羽、〇〇〇—〇、地目、畑、地積279㎡。合計3,253㎡。譲渡人、才羽、〇〇〇〇〇。成年後見人、草加市、〇〇〇〇。譲受人、久喜市、〇〇〇〇。譲受人面積、284.39アール。労力、4人。取得理由、経営拡大。

ナンバー1—1からナンバー1—2につきましては、〇〇氏の農業経営拡大という理由で3,253㎡を取得するものでございます。〇〇氏は、トラクター等の農機具一式を確保しております。また、農業経営は4人で行っている状況です。通作距離については、自宅から約12キロでございます。場所は、大字才羽地内、四ヶ村落沿いになります。

以上でございます。

○副会長 事務局の説明は終わりました。

この件に関しまして、才羽ですので、小島一男議員、調査報告をお願いいたします。

○2番 調査報告書に基づきまして、調査報告をいたします。

両人とも遠いものですから、12月19日に電話で問い合わせをいたしました。譲渡人の〇〇〇〇〇さんですけれども、この人は、才羽地内にお住まいですけれども、ちょっと知的な障害がありまして、今そういう施設に入っております。親は亡くなって、誰もいないというようなことでございます。そのために成年後見人がおりまして、司法書士の〇〇〇〇〇さんがおります。この方に問い合わせをいたしました。知的障害施設に入っていると、やっぱり入居にいろいろお金もかかるみたいで、収入がないものですから、財産を処分したいというようなことがございます。そういうこ

とで後見人がおります。そういったことで買い手がいれば売りたいということであります。農地第3条に基づいて、譲受人の〇〇〇〇さんという方は、久喜市上川崎なのですけれども、この方は、先ほど事務局から説明のとおり、田んぼもたくさんやっていると、それから農業兼自営業ということで、規模拡大したいということだそうです。

それで、才羽〇〇〇番地については、約3反、それから畑の〇〇〇—〇は3畝というぐらいで、片方は今誰か耕作しているわけでございまして、畑の3畝については、道の隣ということで、畑なのですけれども、大体草ぼうぼうになってしまっていると、そういうところなんです。そこはやっぱり自分たちで草が出ないように刈り取りしますと、できない場合、誰かを使ってきれいにするというようなことを話しておりました。

また、取扱者ということで、連絡先ということでございまして、株式会社〇〇〇〇がこれを中間的に取り扱っているというか、両方の話を聞きながら、これは間違いないということで、皆さん方にご審議をいただければ幸いですと思っています。状況につきましては、そういう状況でございますので、皆さん方のご審議お願いいたします。

○副会長 この件につきまして調査報告終わりました。

皆様からのご質疑を受けたいと思います。ご質疑のある方は、挙手の上、質疑を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副会長 それでは、採決をしたいと思います。

議案第1号、ナンバー1—1から1—2、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○副会長 全員賛成。

可決承認といたします。

◎議案第2号

○副会長 続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて、ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1、大字深輪〇〇〇、地目、畑、地積、1,708㎡のうち0.3567㎡。申請人、深輪、〇〇〇〇。転用目的、営農型太陽光発電設備（一時転用）。農振農用地区域。

ナンバー1につきましては、地主の〇〇氏は、以前から安全でクリーンな太陽光発電設備を設置し、自然エネルギー発電事業を行いたいと考えておりました。この営農型太陽光発電設備とは、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら、上部空間に太陽光発電設備を設置するため、農地を潰さずに太陽光発電事業を行うことができます。太陽光パネルの下部とそれ以外の場所には、ミョウガを作付する計画です。営農型太陽光発電設備という目的により、引き込み柱1本と支柱176本の一時転用になるため、農地法第4条を申請し、許可をお願いするものでございます。農地区分は、第1種農地です。転用することにより、周辺農地へ悪影響を及ぼすことはないと思われま。資金計画は、借入金により計画しております。また、発電出力については44キロワットとなります。場所は、大字深輪地内、〇〇氏の自宅南側付近です。

以上でございます。

○副会長 事務局の説明は終わりました。

この件に関しましては、深輪ですので、山田委員、お願いします。

○16番 12月7日午前10時ごろお邪魔しまして、話を聞いてまいりました。事務局の説明どおりであります。〇〇さんは、太陽パネルの下にミョウガ、ショウガを栽培し、それをアグリパークに登録して出荷する考えを持っているとの

ことです。

また、耕作放棄地にしまうと、3年に1回調査があって、何もやっていなければ更地に戻ってくれと、こういう条件があるみたいなのですけれども、それまでちゃんと頭に入れてやるのだということを話しておりました。

調査5項目にも何ら問題はないと思います。皆様方の審議よろしくお願いします。

○副会長 調査報告は終わりました。

この件につきまして、ご質問のある方に受けたいと思います。よろしくお願いします。

いかがでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副会長 ないようですので、採決に入らせていただきます。

議案第2号、ナンバー1、賛成の方、挙手願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○副会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第3号

○副会長 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて、ナンバー1、事務局の説明願います。

○書記 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1、大字椿〇〇〇—〇。地目、田、地積、495㎡。譲渡人、椿、〇〇〇。譲受人、椿、〇〇〇。転用目的、自己用住宅。農振農用地区域（平成28年8月12日除外）。

ナンバー1につきましては、譲受人の〇〇〇氏においては、現在、幸手市内の賃貸住宅に住んでおりますが、実家近くに住まいを構え、農作業を手伝っていきたくと考えていたところ、父所有の土地に住宅を建築できる運びとなりましたので、自己用住宅という転用目的で農地法第5条を申請し、許可をお願いするものでございます。農地区分は第1種農地です。転用することにより周辺農地へ悪影響を及ぼすことはないと思われま。資金計画は、自己資金により計画しております。場所は、大字椿地内、県道次木杉戸線沿いになります。

以上でございます。

○副会長 事務局の説明は終わりました。

椿です。増山委員、よろしくお願いします。

○1番 調査報告を申し上げます。

〇〇〇さんでございますが、長年稲作農家としてやっております、うちには長男もおりますが、もう一人兄弟を近くに住ませたいということでございまして、今回の申請になったわけでございます。場所は、泉駐在所から100メートルぐらいのところございまして、自宅から50メートルぐらいのところでございます。いわゆる青地地域になってございまして、その上、ストマネの事業の8年縛りということがあって、審査の大変厳しいところでございますが、関係機関のご理解をいただきまして、今日の審査ということになったわけでございます。よろしく願い申し上げます。

また、ほかの調査項目には何ら問題はございませんので、以上ご報告申し上げます。

○副会長 調査報告が終わりました。

この件につきまして、意見のある方、ご質問受けたいと思います。いかがでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副会長 ないようでしたら、採決いたします。

議案ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○副会長 全員賛成。

可決承認といたします。

続きまして、ナンバー2、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー2、大字鷺巣字中原〇〇〇—〇〇。地目、畑、地積、51㎡。譲渡人、深輪、〇〇〇〇。譲受人、鷺巣、〇〇〇。転用目的、敷地拡張。農振農用地区域（平成28年8月12日除外）。

ナンバー2につきましては、譲受人の〇〇氏は、現在、鷺巣地内に住んでおりますが、自宅には駐車スペースがないため、隣接する実家の軒下を借りて車2台を駐車している状況です。今回、隣接地を敷地拡張し、駐車スペースとして利用できることになりましたので、農地法第5条を申請し、許可をお願いするものでございます。農地区分は第2種農地です。転用することにより、周辺農地へ悪影響を及ぼすことはないと思われまゝ。資金計画は、自己資金により計画しております。場所は、大字鷺巣地内、〇〇氏の自宅隣接地です。

以上でございます。

○副会長 事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、鷺巣ですので、青木委員、調査報告をお願いします。

○9番 調査依頼に基づきまして、12月17日午後3時、譲受人であります〇〇〇さん並びに譲渡人であります〇〇〇〇さん宅、両者宅を訪ねて話を聞いてまいりました。

〇〇〇さんは、敷地内に駐車場がないため拡張したいということでした。両者の関係は親戚関係であり、〇〇〇〇さんに調査5項目に何ら問題がないと思っておりますので、皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

○副会長 調査報告は終わりました。

この件につきまして、質疑ある方受けたいと思っております。質疑願いたいと思っております。

いかがでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副会長 それでは、採決に移らせていただきます。

議案第3号、ナンバー2、鷺巣の件、賛成の方挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○副会長 全員賛成。

可決承認といたします。

続きまして、議案第3号、ナンバー3—1から3—2、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー3—1、大字宮前字東通〇〇〇—〇〇。地目、畑、地積、882㎡。ナンバー3—2、大字宮前字東通〇〇〇—〇〇。地目、畑、地積、845㎡。合計1,727㎡。譲渡人、杉戸1丁目、〇〇〇〇〇。譲受人、深輪、株式会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇〇。転用目的、資材置場。農振農用地区域（平成28年8月12日除外）。

ナンバー3—1からナンバー3—2につきましては、譲受人の株式会社〇〇〇〇は、深輪地内で土木工事業を営んでおります。現在、借地にて資材置場を借りておりますが、当社の事業拡大に伴い新たな資材置場を探していたところ、今回の申請地を資材置場として利用できることになりましたので、農地法第5条を申請し、許可をお願いするものでございます。農地区分は第2種農地です。転用することにより、周辺農地へ悪影響を及ぼすことはないと思われまゝ。資金計画は、自己資金により計画しております。場所は、大字宮前地内、江戸川の西側付近になります。

以上でございます。

○副会長 事務局の説明が終わりました。

この件に関しまして、宮前ですので、小林委員、お願いいたします。

○8番 調査依頼に基づきまして、調査をいたしました。

ただいま事務局の発表のとおりでございました。〇〇〇さんは、〇〇〇家の三男でございまして、相続でこの土地はもらったようです。それで、三男で農家やっていませんで、相続してずっと〇〇さんに貸してあったのです。農地として〇〇さんは農作物をつくっておりました。それで、〇〇〇本家宅が宅地を売るに当たって、並行してこれも〇〇さんに譲るといった形になったようです。

それで、〇〇〇さん宅は、杉戸のほうでアパートなのでわからないので、電話でお聞きしましたら、間違いないということでございました。〇〇さんとは連絡はとれたのですけれども、なかなか向こうも時間があいていないということで、うちに来ていただきまして、話を伺ってまいりました。それで、調査5項目については、何の支障もないということでございます。

たまたまうちの農地とくっついているもので、周辺農地の影響はないと思われましてということでしたけれども、本当のところ、周辺農地へ悪い影響が出ないように、私からもお願いしたいと思っております。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○副会長 調査報告は終わりました。

この件に関して、ご質疑ある方、質問受けたいと思っております。

いかがでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副会長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第3号、ナンバー3—1から3—2、賛成の方举手願います。

〔賛成者举手（全員）〕

○副会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第3号、ナンバー4—1から4—5まで、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー4—1、大字本郷字東上〇〇〇—〇。地目、田、地積、935㎡。ナンバー4—2、大字本郷字東上〇〇—〇。地目、田、地積、43㎡。ナンバー4—3、大字本郷字東上〇〇〇—〇。地目、田、地積、920㎡。ナンバー4—4、大字本郷字東上〇〇〇—〇。地目、田、地積、34㎡。ナンバー4—5、大字本郷字東上〇〇〇—〇。地目、田、地積、578㎡。合計2,510㎡。賃貸人、清地1丁目、〇〇〇〇〇、神奈川県横浜市、〇〇〇、清地3丁目、〇〇〇〇、八潮市、〇〇〇、本郷、〇〇〇〇。賃借人、東京都台東区、医療法人社団〇〇〇〇、理事長〇〇〇〇。転用目的、診療所・薬局。農振農用地区域（平成28年12月6日除外）。

ナンバー4—1からナンバー4—5につきましては、譲受人の医療法人社団〇〇〇〇は、東京都台東区内で診療所経営を営んでおり、今回の申請地にて診療所及び薬局を開設したく、農地第5条を申請し、許可をお願いするものでございます。農地区分は第2種農地です。転用することにより、周辺農地へ悪影響を及ぼすことはないと思われまして。資金計画は、借入金により計画しております。場所は、大字本郷地内の工業専用地域の北側付近です。

以上でございます。

○副会長 事務局の説明が終わりました。

この件に関しましては、本郷地区ですので、私、高崎が調査報告いたしましたので、報告させていただきます。

賃借人、東京都台東区の医療法人〇〇〇さん、こちらが12月20日11時半ごろ電話させていただきました。理事長不在で、事務局長さんの〇〇さんという方がこの件に関しては私が全部受け持つということでございました。内容を確認させていただきましたら、申請のとおりで間違いありませんということでございました。

そして、賃借人、〇〇〇さんには、12月19日午前9時30分ごろお邪魔をいたしました。この内容に間違いはないということでございます。

それから、次に、〇〇〇〇さん、〇〇さんは、12月18日午後6時30分ごろ、本人と確認をとり、申請に間違いはないということでございます。

そして、〇〇〇さん、この方も同じく12月18日6時半ごろ電話でとり、内容を確認したところ、間違いはないということでございます。

それから、〇〇〇さん、こちらの方は、ちょっと電話番号が申請のところとちょっと違って、調べ直しまして、12月19日午後8時40分ごろ連絡をとりました。申請のとおり間違いはないということでございます。

それから、〇〇〇〇さん、この方には、12月18日午後3時15分ごろ電話で連絡とりまして、確認をいたしました。

以上で、こちらの申請については申請のとおり間違いはないことを確認しました。また、調査5項目について確認いたしまして、問題はございません。皆様のご審議のほうをよろしく願います。

この件につきまして、質疑を受けたいと思いますが、ある方、ご質疑願います。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副会長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第3号、ナンバー4―1から4―5、賛成の方举手願います。

〔賛成者举手（全員）〕

○副会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第4号

○副会長 続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、ナンバー畑の1、事務局の説明願います。

○書記 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。

ナンバー畑の1、利用権の設定を受ける者、氏名、〇〇〇。設定する土地、大字深輪字島合〇〇〇〇―〇。耕作面積、460.57アール。利用権設定面積、畑、62㎡。設定する利用権、利用権の種類、使用貸借。利用権の内容、普通畑。始期、平成29年1月1日。終期、平成31年12月31日。期間、3年。利用権を設定する者、氏名、深輪、〇〇〇〇。新規となります。よろしく願います。

○副会長 事務局の説明が終わりました。

この件に関しまして、山田委員、お願いします。

○16番 12月20日午前10時ごろに〇〇さん宅へ訪問してまいりました。〇〇さんは体調がすぐれないようです。この土地が陸田であるため、利用権を設定した〇〇さんに耕作を任せたいと申請したものであります。この土地は、去年も私出したと思うのですけれども、その土地のすぐ隣のくつついた土地なのです。それで〇〇さんには、17日の昼ごろに電話で話を聞きました。〇〇氏は、家族3人で米、麦、アイガモなどを栽培する専業農家であります。そして、調査5項目にも問題は何かありませんでしたので、皆様のご審議よろしく願います。

○副会長 調査報告は終わりました。

この件に関して質疑を受けたいと思います。何かございますか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副会長 それでは、採決に移らせていただきます。

議案第4号、ナンバー畑の1、賛成の方挙手願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○副会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第4号、田の1から田の8、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー田の1、利用権の設定を受ける者、〇〇〇。設定する土地、大字広戸沼〇〇〇。耕作面積、62.02アール。利用権設定面積、田、848㎡。ナンバー田の2、利用権の設定を受ける者、〇〇〇。設定する土地、大字広戸沼〇〇〇。耕作面積、62.02アール。利用権設定面積、田、757㎡。ナンバー田の3、利用権の設定を受ける者、〇〇〇。設定する土地、大字佐左エ門〇〇〇〇—〇。耕作面積、62.02アール。利用権設定面積、田、825㎡。ナンバー田の4、利用権の設定を受ける者、〇〇〇。設定する土地、大字佐左エ門〇〇〇〇—〇。耕作面積、62.02アール。利用権設定面積、田、790㎡。ナンバー田の5、利用権の設定を受ける者、〇〇〇。設定する土地、大字佐左エ門〇〇〇〇—〇。耕作面積、62.02アール。利用権設定面積、田、395㎡。ナンバー田の6、利用権の設定を受ける者、〇〇〇。設定する土地、大字佐左エ門〇〇〇〇—〇。耕作面積、62.02アール。利用権設定面積、田、710㎡。ナンバー田の7、利用権の設定を受ける者、〇〇〇。設定する土地、大字佐左エ門〇〇〇〇—〇。耕作面積、62.02アール。利用権設定面積、田、470㎡。ナンバー田の8、利用権の設定を受ける者、〇〇〇。設定する土地、大字佐左エ門〇〇〇〇—〇。耕作面積、62.02アール。利用権設定面積、田、813㎡。ナンバー田の1からナンバー田の8、合計面積として5,608㎡です。設定する利用権、利用権の種類、使用貸借、利用権の内容、水田。始期、平成29年1月1日、終期、平成31年12月31日、期間、3年。利用権を設定する者、本郷、〇〇〇。新規です。よろしくお願いたします。

○副会長 事務局の説明は終わりました。

この件関しましては、調査、私がしてきましたので、報告させていただきます。

ただいま事務局の説明のとおり、〇〇〇さん、こちらには12月19日午前10時に伺いまして確認をさせていただきました。本人、高齢化でできないので、近くの〇〇〇さんをお願いするというございます。

そして、〇〇〇さんにつきましては、こちらは12月18日、前日、午後2時40分ごろお邪魔しまして、本人とお会いしてきました。本人に確認したところ、間違いはないということございます。調査5項目それぞれの方に確認をさせていただきましたところ、全く問題がないということございます。

以上ございますので、皆様のご審議をよろしくお願いたします。

調査報告は終わりましたので、皆様のご質疑を受けたいと思います。

ご質疑のある方、挙手願いたいと思います。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副会長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第4号、ナンバー田の1から田の8、賛成の方挙手願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○副会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎専決報告

○副会長 続きまして、専決報告、事務局の説明願います。

○書記 専決報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1-1、内田3丁目〇〇〇〇-〇、地目、田、144㎡。ナンバー1-2、内田3丁目〇〇〇〇-〇、地目、田、790㎡、合計934㎡。届出人、杉戸、〇〇〇〇。転用目的、住宅敷地及び道路。

ナンバー2-1、内田3丁目〇〇〇〇-〇、地目、田、42㎡。届出人、杉戸、〇〇〇。転用目的、住宅敷地。

続きまして、専決報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1、杉戸7丁目〇〇〇〇、地目、田、317㎡。賃貸人、杉戸、〇〇〇〇。賃借人、幸手市、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇。転用目的、店舗。

以上となります。

○副会長 専決報告まで終わりました。

これを持ちまして、議長の職務を終わらせていただきます。大変ご協力ありがとうございました。

○局長 ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○局長 それでは、閉会の挨拶を高崎副会長からお願いします。

○副会長 これを持ちまして、第12回杉戸町農業委員会総会を閉会いたします。

今回は29年の1月24日火曜日、午前9時30分より、役場第1庁舎3階会議室を予定しております。皆様の出席をお願いいたします。

お疲れさまでございました。

本会議を証するためここに署名する。

平成28年12月22日

議 長 高 崎 勇

署 名 委 員 張 ケ 谷 一 郎

署 名 委 員 山 田 行 雄